

# 調布市崖線樹林地保全活動協働事業実施要綱

## 第1 目的

この要綱は，市と活動団体とが協働して調布市緑の基本計画に掲げる方針に基づき，崖線樹林地の保全活動を行い，もって市内の緑化を推進することを目的とする。

## 第2 活動団体

- (1) 市内の崖線樹林地の保全を目的とした活動を行う団体で，市長が必要と認めたもの（以下「活動団体」という。）とする。
- (2) 活動団体は，崖線樹林地の保全に寄与する継続的な活動を行い，関係法令，緑の基本計画，第7に規定する合意書等を遵守するものとする。

## 第3 保全活動

保全活動とは，崖線樹林地内における次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 下草刈り，枝打ち等の崖線樹林地の保全に必要な活動
- (2) 生きものの生息環境の保全，創出に必要な活動
- (3) 崖線樹林地内の清掃及び美化活動
- (4) 崖線樹林地での教育活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めた活動

2 市は，活動団体に対して，次の各号に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 活動団体への活動場所の提供
- (2) 活動団体の保全活動への支援
- (3) 保全活動に関する情報提供
- (4) 活動団体の活動内容に関する市民への広報
- (5) 保全活動の円滑化のための活動団体との協議
- (6) 保全活動に対する指導助言

## 第4 活動区域

保全活動を行う区域は，市長が指定する区域のうち，連続する崖線全体の調和に配慮し，市長と活動団体との協議により決定するものとする。

## 第5 活動申込み

崖線樹林地内で崖線樹林地の保全活動を行おうとする活動団体の代表は，調布市崖線樹林地保全活動協働事業申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）に，次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 崖線樹林地保全活動協働事業対象区域図（第2号様式）
- (2) 構成員名簿（第3号様式）
- (3) 年間活動計画書（第4号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める書類

## 第6 事前協議

市長は，申込書の提出があったときは当該申込みをした団体の代表と保全活動や市の支援等について協議する。

## 第7 合意書の取り交わし

市長は，第6の事前協議が整ったときは，当該申込みをした団体と調布市崖線樹林地保全活動協働事業合意書（第5号様式）（以下「合意書」という。）を取り交わすものとする。

## 第8 合意書の有効期間

崖線樹林地保全活動合意書有効期間（以下「活動合意書有効期間」という。）は，合意書を取り交わした日から同日の属する年度の末日までとする。

- 2 活動団体が，活動合意書有効期間終了の日以後に合意書と同一の内容で継続して崖線樹林地の保全活動を行う場合は，更に1年間継続するものとし，以後この例による。

## 第9 合意事項の変更

活動団体は，第7に規定する合意書による合意事項（以下「合意事項」という。）を変更する必要がある場合は，調布市崖線樹林地保全活動協働事業合意事項変更届出書（第6号様式）に，第5各

号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて当該届出書を提出した活動団体と協議のうえ、合意事項を変更することができる。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、必要と認めたときは、活動団体と協議のうえ、合意事項を変更することができる。

#### 第10 合意事項等の指導

市長は、活動団体が合意事項の内容を遵守できないとき、並びに樹林地保全活動の趣旨及び都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令（以下「合意事項等」という。）に違反する行為を行ったと認めたときは、活動団体に対して合意事項に基づく指導を行うことができる。

#### 第11 合意の解消

活動団体が崖線樹林地保全活動を中止しようとする日の2月前までに市長に対し、調布市崖線樹林地保全活動協働事業合意解消届（第7号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、活動団体が第10の合意事項等の指導に従わなかったときは、第7に規定する合意を解消し、及び保全活動の中止を指示するとともに調布市崖線樹林地保全活動協働事業合意解消通知書（第8号様式）により当該活動団体に通知するものとする。

#### 第12 報告等

(1) 活動団体は、次に掲げる書類を毎年度当初に市長に提出しなければならない。なお、年度途中で変更があった場合は随時提出するものとする。

ア 構成員名簿（第3号様式）

イ 年間活動計画書（第4号様式）

(2) 活動団体は、第8に規定する活動合意年度終了の日以後、速やかに前年度の活動状況について調布市崖線樹林地年間保全活動協働事業報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

### 第 1 3 看板の設置

市長は、活動団体からの申出があり、かつ、当該活動区域の樹林地に支障がないと認めたときは、活動内容等を表示する看板を設置することができる。

### 第 1 4 支援の内容

市長は、活動団体に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる活動を支援することができる。

- (1) 崖線樹林地の保全活動に必要な道具の支給
- (2) 教育活動用文房具の支給
- (3) 活動総合保険の加入
- (4) 樹林地の保全管理の支援のための講師・専門家の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動支援

2 活動団体は、前項の活動支援により物品の支給を受けた場合において、相当な注意をもって当該物品を管理及び使用しなければならない。

### 第 1 5 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。